

## 第3 生活環境安全



# 第3 生活環境安全

## 1 薬事

### (1) 薬事衛生

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「麻薬及び向精神薬取締法」等に基づき、薬局、医薬品販売業、麻薬小売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可申請、諸届出や管理医療機器販売業・貸与業の諸届出に関する事務を行うとともに、保健衛生上の危害を未然に防止するため、これらの施設の構造設備、管理状況、広告等について監視指導を実施している。

特に、薬局については、平成28年10月1日より届出が開始された「健康サポート薬局」制度を含め、薬剤師会等と連携し、かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進のための取組を行っている。

【表1-1】薬事関係施設数及び監視指導件数

業種		施設数							新規	廃止	更新	諸届	監視指導件数		
		令和4年度末	令和5年度末	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市							
薬品	薬局	348	355	91	70	44	52	98	17	10	55	1,677	290		
	販売業	店舗販売業	133	138	35	29	14	23	37	5	—	21	612	65	
		卸売販売業（一般）	17	17	6	2	2	1	6	3	3	2	14	5	
		卸売販売業（歯科・ガス）	7	7	2	1	2	2	—	—	—	—	—	—	
		薬局製剤製造業	13	14	4	2	3	3	2	1	—	3	1	9	
	薬局製剤製造販売業	13	14	4	2	3	3	2	1	—	3	1	9		
	麻薬小売業	306	314	77	64	40	47	86	15	7	119	798	186		
	向精神薬販売業	372	379	99	73	48	55	104	20	13	・	2	295		
	覚醒剤原料取扱薬局 ※注	348	355	91	70	44	52	98	17	10	・	42	290		
	高度管理医療機器販売業	322	330	77	65	45	59	84	18	10	42	209	144		
高度管理医療機器貸与業	210	216	50	43	27	44	52	14	8	30	114	89			
管理医療機器販売業	1,849	1,882	509	354	191	297	531	63	30	・	68	360			
管理医療機器貸与業	595	610	158	123	72	92	165	32	17	・	4	360			
化粧品販売業	505	517	134	102	62	78	141	25	13	・	・	360			
医薬部外品販売業	505	517	134	102	62	78	141	25	13	・	・	360			
毒物劇物	販売業	一般販売業	91	85	21	17	11	17	19	1	7	13	18	35	
		農薬用品目販売業	8	6	—	1	1	1	3	1	3	1	3	8	
		特定品目販売業	6	6	3	—	—	2	1	—	—	2	—	2	
	業務上取扱者	届出	電気めっき業	4	4	1	3	—	—	—	—	—	・	—	4
			金属熱処理業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・	—	—
			しろあり防除業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・	—	—
		非届出	工場・研究所	55	55	7	13	6	22	7	・	・	・	・	1
学校	143	143	38	28	17	26	34	・	・	・	・	・			
総数	5,850	5,964	1,541	1,164	694	954	1,611	258	144	291	3,563	2,872			

※注 覚醒剤取締法第30条の7の第7号に規定する者の薬局

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器について、その品質、有効性及び安全性の確保のため、これらを収去し、承認規格試験等を実施している。

〔表1-2〕 収去品試験結果

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
品 目	医療用医薬品	医療用医薬品	医療用医薬品
	医薬部外品	医薬部外品	医薬部外品
	化粧品	化粧品	化粧品
	医療機器	医療機器	医療機器
	計 3 品目	計 3 品目	計 4 品目
結 果	全て適	全て適	全て適

## (2) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業の登録及び各種届出等に関する事務を行うとともに、事業者に対する立入調査を実施し、毒物劇物の譲渡・譲受、貯蔵設備、取扱い等について監視指導し、毒物劇物による事故の未然防止に努めている。

また、無機シアン化合物を使用する電気めっき事業者（毒物劇物業務上取扱者）については、毎年、事業所からの工場廃水を採水し、規制物質であるシアン含有の有無を検査している。

〔表1-3〕 シアン化合物を使用している電気めっき事業所の廃水検査

年 度	施設数	採水件数	検査結果 (基準1ppm 以下)	
			1ppm 以下	1ppm 超
令 和 3 年 度	4	4	4	－
令 和 4 年 度	4	4	4	－
令 和 5 年 度	4	4	4	－

## (3) 家庭用品

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、小売店から家庭用品を試買し、ホルマリンなどの有害物質含有の有無等について試験検査を行っている。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、試買は中止した。

〔表1-4〕 家庭用品試買結果

年 度	監視店舗数（試買品目）	結果
令 和 3 年 度	10店舗（26品目）	全て適
令 和 4 年 度	－	－
令 和 5 年 度	13店舗（52品目）	全て適

#### (4) 薬物乱用防止

薬物乱用防止推進地区協議会や学校薬剤師会等の団体へのビデオ・DVD、薬物見本の貸出、パンフレットの提供等必要な支援を行い、薬物乱用防止の啓発に努めている。

6月の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環としてJR東日本の駅、都立事業所、小平市指定喫煙コーナー、公共施設等にポスターの掲示を行っている。また、令和5年度には新たに薬物乱用防止の啓発ポスターを作成するとともに、管内各市、警察署、大学、小中学校等に掲示を依頼し、啓発活動を実施した。

不正大麻・けし撲滅運動実施要領に基づき、管内を巡回し、自生している不正けしの除去を行っている。また、令和5年度には新たに不正けしの啓発ポスターを作成し、公共機関、警察署、大学、小中学校等に掲示の協力を仰ぎ、住民に対して不正けしの見分け方について周知した。

〔表1-5〕 けし抜去本数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本 数	72 本	183 本	110 本

#### (5) 薬剤師免許

薬剤師の免許申請等の受理及び免許証の交付事務を行っている。

また、薬剤師の2年ごとの届の受理も行っている。

〔表1-6〕 薬剤師免許受付件数

区分	令和4年度 総数	令和5年度 総数						
			新規	籍訂正	書換交付	再交付	消除	その他
薬剤師	154	165	81	40	38	5	1	0

#### (6) 講習会

薬事関係法令の遵守を目的とし、制度改正や不適事例等の必要事項を周知するため、毎年度管内の薬局を対象に薬事講習会を実施している。令和5年度は、東京都が設置する5保健所等が合同で実施する講習会の動画をオンラインで配信した（対象約2,000施設）。

その他、医薬用外毒物劇物の取扱いや、医薬品及び医療機器の販売制度などについて、講習会講師を行っている。

〔表1-7〕 薬事講習会

実施日	実施内容	対象施設 (管内分)
令和6年1月15日～ 令和6年2月15日 (動画配信)	「在宅医療における薬剤師の役割」 講師：公益社団法人東京都薬剤師会 理事 伊藤 威 氏	351施設

## 2 環境衛生

環境衛生事業は、都民の日常生活に密接に関係する理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場等の環境衛生関係施設及びマンション等に設置されている受水槽などについて、関係法令等に基づき許可、確認及び監視・指導を行っている。これら施設には、立入検査、科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。

また、換気などの室内環境対策、ねずみ・衛生害虫の防除等への技術的な解決方法を助言し、健康的で快適な居住環境の確保を推進している。

### (1) 施設と監視指導

〔表2-1〕環境衛生関係施設数・許可・確認・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）

業種	営業施設数							許可・確認 届出件数	廃止件数	監視指導 件数
	4年度末	令和5年度末								
	総数	総数	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市			
総数	4,810	4,711	1,225	886	440	637	1,523	64	163	1,385
理容所	337	328	96	63	36	43	90	6	15	177
美容所	782	777	168	166	78	113	252	41	46	520
クリーニング所	313	286	64	59	21	50	92	3	30	192
一般	134	121	24	21	8	22	46	-	13	84
取次所*	179	165	40	38	13	28	46	3	17	108
公衆浴場	52	53	14	7	3	12	17	1	-	85
普通	7	7	1	1	-	2	3	-	-	24
その他	45	46	13	6	3	10	14	1	-	61
旅館業	16	15	2	8	-	2	3	-	1	46
旅館・ホテル	16	15	2	8	-	2	3	-	1	46
簡易宿所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下宿	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
季節営業(再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
興行場	12	12	3	1	3	1	4	-	-	23
映画館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多目的使用施設	11	11	3	1	3	1	3	-	-	21
その他	1	1	-	-	-	-	1	-	-	2
仮設興行場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プール	165	158	42	33	15	28	40	1	8	211
許可	35	32	7	7	4	5	9	1	4	78
届出	130	126	35	26	11	23	31	-	4	133
水道施設	891	868	209	192	96	135	236	4	27	56
専用水道	34	34	11	8	6	3	6	-	-	52
簡易専用水道	857	834	198	184	90	132	230	4	27	4
小規模貯水槽水道等	2,110	2,082	580	335	177	236	754	5	33	53
特定	441	434	124	54	53	66	137	3	10	52
特定外	1,669	1,648	456	281	124	170	617	2	23	1
温泉利用施設	4	4	2	-	-	2	-	-	-	4
特定建築物	128	128	45	22	11	15	35	3	3	18

※小平市の取次所には、無店舗取次店を1施設含む。

〔表2-2〕 環境衛生関係施設・届出・廃止・調査指導件数（要綱に基づく施設）

業種	施設数							届出件数	廃止件数	調査指導件数
	4年度末	令和5年度末								
	総数	総数	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市			
総数	344	313	59	56	9	71	118	3	34	132
コインランドリー	86	83	19	16	6	17	25	2	5	87
コインシャワー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲用井戸等	258	230	40	40	3	54	93	1	29	45

(2) 環境衛生関係施設の科学検査

施設の衛生状況を把握するため、環境衛生関係施設の科学検査を実施した。検査の結果、不適合となった項目は、原因究明を行い適正な衛生管理を指導した。

ア 理容所・美容所の空気検査

夏期と冬期の冷暖房時は、作業室内が換気不足になり空気環境が悪化することがあるため、理容所・美容所の空気検査を実施した。

〔表2-3〕 理容所・美容所の空気検査

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数（延数）			
					適合	不適合	夏期		冬期	
							炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素
理容所	72	72	-	72	72	-	-	-	-	-
美容所	173	169	4	173	169	4	0	1	3	1
					基準(指導基準)	0.5%以下	(10ppm以下)	0.5%以下	(10ppm以下)	

イ クリーニング所の空気検査

洗濯溶剤として塩素系有機化学物質のテトラクロロエチレンを使用しているクリーニング所において、洗場の空気検査を実施した。

〔表2-4〕 クリーニング所の空気検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数(延数)	
				適合	不適合	テトラクロロエチレン	
5	5	-	6	6	-	-	
				指導基準	25ppm以下		

ウ 貸おしぼり検査

不特定多数の人が反復継続して使用する貸おしぼりについて、貸おしぼり業（リネン）を営む施設から検体を収去し、細菌検査等を実施した。

〔表2-5〕 貸おしぼり検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数(延数)				
				適合	不適合	変色	異臭	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	一般細菌数
2	1	1	4	3	1	-	-	-	-	1
				指導基準	ないこと		検出されないこと		10万個/枚以下	

## エ 公衆浴場の検査

公衆浴場の衛生確保を図るため、普通公衆浴場（銭湯）及びその他の公衆浴場（ヘルスセンター、スポーツ施設等）を対象に、浴槽水の水質検査を実施した。

〔表2-6〕 公衆浴場の検査

種 別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数（延数）				
					適合	不適合	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	遊離残留塩素濃度	レジオネラ属菌
普通	7	6	1	41	39	2	-	-	-	2	1
その他	23	20	3	133	117	16	-	-	1	12	3
基 準							5度以下	25mg/L以下	1個/mL以下	0.4mg/L以上	検出されないこと*

\* 検出の下限を10CFU/mLとした精度で試験を行った時の検出の下限（10CFU/mL）未満をいう。

## オ 興行場の空気検査

興行場（市民ホール等）を対象に、観覧場の空気検査を実施した。

〔表2-7〕 興行場の空気検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数（延数）				
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量	照 度	
23	23	0	59	59	0	-	-	-	-	
基 準							0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	*

\* 場内において映写中または演技中は0.2ルクス以上、休憩中は20ルクス以上

## カ プールの検査

許可プール及び学校プールのうち、加温装置を使用しているプールを対象として、夏期は主に屋外プール、冬期には屋内プールに対して、水質検査等を実施した。

また、プール経営者及び管理者を対象に衛生管理講習会を開催し、消毒用薬剤の安全管理、プールにおける感染予防などの指導を図った。

〔表2-8〕 プールの検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数（延数）								
				適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	照度	遊離残留塩素濃度	二酸化炭素	レジオネラ属菌
29	19	10	107	97	10	-	-	3	-	6	1	-	-	5
基 準				5.8～8.6	2度以下	12mg/L以下	100mL中に検出されないこと	200CFU/mL以下	100ルクス以上	0.4mg/L以上	0.15%以下	検出されないこと*		

\* 検出の下限を10CFU/mLとした精度で試験を行った時の検出の下限（10CFU/mL）未満をいう。



## キ 特定建築物の空気検査

事務所、学校、店舗、興行場、旅館、図書館、博物館等、多数の人が利用する建築物のうち、延べ面積が3,000m<sup>2</sup>以上（専ら学校教育法第1条に規定する学校等の用途は、8,000m<sup>2</sup>以上）の特定建築物を立入検査し、室内空気環境測定等を実施した。

〔表2-9〕 特定建築物の空気検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査数中		項目別不適数(延数)						
				適合	不適合	温度	相対湿度	気流	浮遊粉じん量	二酸化炭素	一酸化炭素	ホルムアルデヒド*
17	6	11	37	8	29	2	22	-	-	4	-	-
		管理基準		18~28℃	40~70%	0.5m/秒以下	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	1,000ppm以下	6ppm以下	0.1mg/m <sup>3</sup> (0.08ppm)以下		

### (3) 飲料水の水質検査

衛生的な飲料水の確保と原水（井水）の状況を把握するため、水道施設（専用水道）及び飲用井戸等において水質検査を実施した。

〔表2-10〕 飲料水の水質検査

区分	施設数	適合	不適合	項目別不適数								
				大腸菌	一般細菌	色度	濁度	pH値	有機物	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	マンガン及びその化合物	
総数	26	22	4	-	3	-	-	-	-	-	-	1
飲料水	専用水道	10	9	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	井戸水等	16	13	3	-	3	-	-	-	-	-	-
		基準(水道法)	検出されないこと	100個/mL以下	5度以下	2度以下	5.8~8.6	3mg/L以下	10mg/L以下	0.05mg/L		

水道水質基準51項目の水質検査結果

### (4) 相談・苦情

都民から寄せられる環境衛生関係施設の衛生状態、飲料水、生活環境に関する相談等に応じている。なお、必要に応じて現場調査を実施し、問題解決を図っている。

〔表2-11〕 内容別相談・苦情件数

総数	営業関係	特定建築物	生活環境							飲料水					その他
			小計	化学物質	空気・カビ	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	小計	法適用施設	小規模貯水槽施設	井戸等	その他	
1,817	1,008	194	115	8	2	1	92	1	11	494	212	213	67	2	6

### (5) 入浴施設及びプール等におけるレジオネラ症防止対策

公衆浴場及び旅館業において、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽（循環式浴槽）やプールにおいて、加温装置を設けて温水を循環させる貯水槽の維持管理状況の点検結果、遊離残留塩素濃度測定記録、レジオネラ属菌検査結果（実施月）等の管理状況の報告を毎月求めるとともに、毎年レジオネラ症防止対策講習会を開催し、自主管理の徹底を図っている。

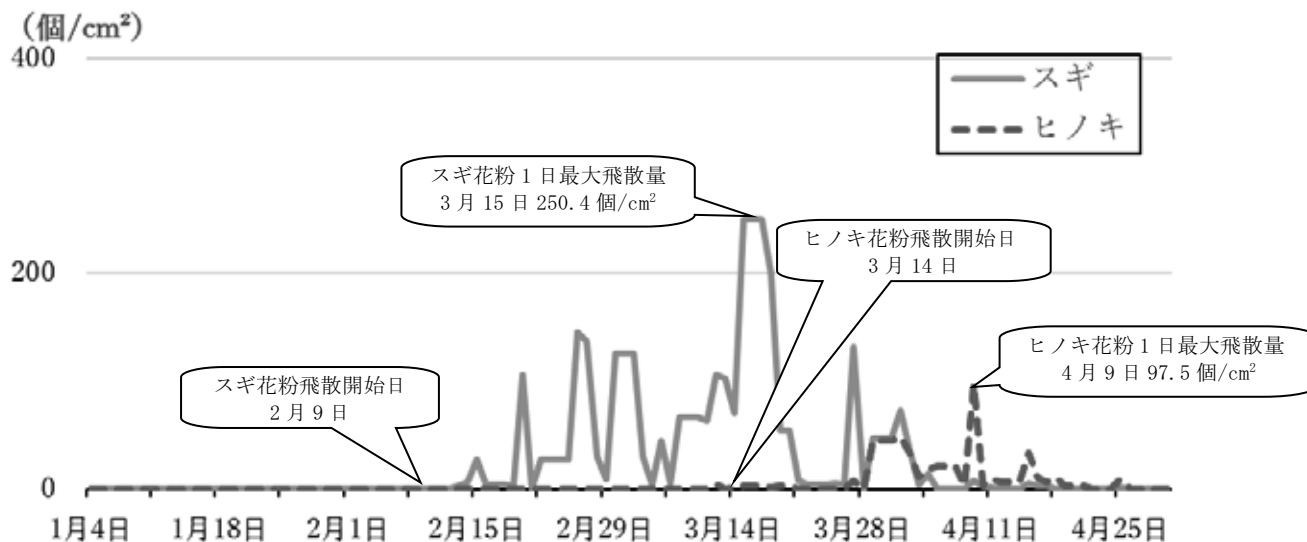
また、社会福祉施設等においてもレジオネラ症防止対策を図るため、レジオネラ属菌が発生しやすい循環式浴槽、循環給湯シャワー、冷却塔等の衛生的な維持管理について相談対応等助言に努めるとともに、令和5年度は社会福祉施設を対象として講習会を開催するなど、自主管理の推進を図っている。

## (6) 飛散花粉数調査

くしゃみ、目のかゆみなどのアレルギー症状を引き起こすスギ・ヒノキ等の飛散花粉数調査を保健所屋上に設置したダーラム式花粉捕集器で採取計測している。令和6年1月4日から4月30日までのスギ・ヒノキの飛散花粉数の合計は3,691.8個/cm<sup>2</sup>であった。当保健所における飛散のピークは、スギは3月15日(250.4個/cm<sup>2</sup>)、ヒノキは4月9日(97.5個/cm<sup>2</sup>)であった。

令和6年春の飛散花粉数は、令和5年春の約7割となり、飛散花粉数予測値(2,600~3,500個/cm<sup>2</sup>)を少し超える程度であった。

〔図2〕 スギ、ヒノキ飛散花粉数(令和6年1月4日から4月30日まで)



### 3 食品衛生

飲食による危害発生を未然に防止し都民の食生活の安全を確保するため、食品関係営業施設に対する許可、監視・指導、流通食品の検査等を行うとともに、食中毒や有症苦情などの発生時にはその原因食品及び病因物質の調査を迅速かつ的確に行い、被害の拡大防止や再発防止に努めている。

平成30年の食品衛生法の改正により、令和3年6月に許可業種の再編及び新たな営業届出制度の創設がなされ、HACCP に沿った衛生管理が制度化された。HACCP に沿った衛生管理の導入及び定着に向けて、各食品等事業者の業態や特性等に応じたきめ細やかな支援を実施している。

また、食品衛生講習会の実施や食品衛生情報誌の発行を行うとともに、食品衛生推進員や自治指導員の協力による衛生指導を実施し、食品関係事業者や消費者に対して食品衛生知識の向上を図っている。

さらに、保健所計画事業として、令和5年度は臨時出店者等を対象とした衛生管理に係る効率的かつ効果的な手法を検討し、その結果を踏まえて啓発動画を作成した。

(1) 営業施設、許可数、監視指導件数  
 [表3-1]改正前食品衛生法第52条等に規定する営業

区分	令和4年度末 営業所数	許可件数													
		新規							更新						
		小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計
飲食店 営業	旅館・ホテル	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	バー・キャバレー	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般飲食店	2,080	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	民生食堂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	すし屋	73	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そば屋	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	仕出し屋	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	弁当屋	182	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そう菜店	155	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	コンビニエンスストア	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	許可ある集団給食	279	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動車	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動販売機	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	3,039	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
喫茶店 営業	店舗	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動販売機	202	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動車	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	249	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子 製造業	パン製造業	137	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生菓子製造業	135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の菓子製造業	262	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動車	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	556	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
あん類製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アイスクリーム類製造業	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳製品製造業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉処理業	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉販売業(一般)	112	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉製品製造業	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚介類販 売業	一般	102	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移動販売車	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚介類せり売業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚肉ねり製品製造業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食品の冷凍業	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷雪 製造業	氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(自動角氷製造機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(自動販売機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用 油脂 製造業	動物性油脂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	植物性油脂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
みそ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
しょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソース類製造業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
酒類製造業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
豆腐製造業	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
納豆製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
めん類製造業	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そうざい製造業	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
かん詰又はびん詰食品製造業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
添加物製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	4,215	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ふぐの取扱い規制条 例に規定する営業	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
生食用食肉取扱施設	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

区 分	廃 業 数							令和5年度末営業所数							監 視 件 数	
	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計		
飲食店営業	旅館・ホテル	-	1	-	1	1	-	3	1	3	-	-	-	-	4	1
	バー・キャバレー	-	5	1	-	9	-	15	3	13	4	1	8	-	29	12
	一般飲食店	118	123	55	66	149	-	511	349	367	154	211	488	-	1,569	524
	民生食堂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	すし屋	4	4	1	3	2	-	14	15	18	3	12	11	-	59	40
	そば屋	3	2	1	-	2	-	8	9	15	7	6	12	-	49	35
	仕出し屋	6	1	4	5	2	-	18	6	9	1	3	9	-	28	13
	弁当屋	13	4	6	10	9	-	42	33	29	14	26	38	-	140	85
	そう菜店	9	10	2	6	6	-	33	31	22	10	22	37	-	122	89
	コンビニエンスストア	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	2	-
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時	-	-	-	-	-	8	8	-	-	-	-	-	17	17	5
	許可ある集団給食	15	9	10	12	10	-	56	62	53	21	28	59	-	223	94
	自動車	-	-	-	-	-	15	15	-	-	-	-	-	53	53	3
	自動販売機	1	-	1	2	1	-	5	1	4	4	3	4	-	16	-
天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	169	159	81	105	191	23	728	510	534	218	312	667	70	2,311	901	
喫茶店営業	店舗	3	1	-	-	1	-	5	16	7	4	8	5	-	40	32
	自動販売機	35	13	7	12	27	-	94	44	20	10	17	17	-	108	37
	自動車	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	38	14	7	12	28	2	101	60	27	14	25	22	0	148	69
菓子製造業	パン製造業	9	3	5	10	4	-	31	20	19	14	20	33	-	106	55
	生菓子製造業	9	6	4	11	6	-	36	22	28	8	9	32	-	99	75
	その他の菓子製造業	19	13	7	17	25	-	81	49	34	17	35	46	-	181	75
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	9	9	4
	自動車	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	8	8	0
小計	37	22	16	38	35	5	153	91	81	39	64	111	17	403	209	
あん類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	
アイスクリーム類製造業	2	1	2	4	3	-	12	6	5	3	7	8	-	29	7	
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳製品製造業	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	2	-	
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉処理業	-	-	-	-	-	-	-	3	2	4	-	1	-	10	6	
食肉販売業(一般)	3	5	2	3	2	-	15	25	20	10	16	26	-	97	75	
食肉製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	2	-	7	2	
魚介類販売業	一般	3	6	3	2	8	-	22	19	22	2	16	21	-	80	69
	移動販売車	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	5	5	
	小計	3	6	3	2	8	2	24	19	22	2	16	21	5	85	69
魚介類せり売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	
魚肉ねり製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	2	7	
食品の冷凍業	-	-	1	-	-	-	1	1	4	-	1	4	-	10	9	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷雪製造業	氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(自動角水製造機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(自動販売機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食用油脂製造業	動物性油脂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	植物性油脂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
みそ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
しょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソース類製造業	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	3	2	
酒類製造業	-	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1	1	
豆腐製造業	-	1	-	-	2	-	3	4	3	-	-	1	-	8	16	
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	
めん類製造業	-	1	-	1	1	-	3	2	2	3	8	4	-	19	8	
そうざい製造業	2	2	1	-	2	-	7	5	9	2	1	7	-	24	17	
かん詰又はびん詰食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	2	
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	0	
合 計	255	212	113	165	272	32	1,049	728	717	297	456	876	92	3,166	1,403	
ふぐの取扱い規制条 例に規定する営業	-	-	-	-	2	-	2	3	5	2	2	3	-	15	30	
生食用食肉取扱施設	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	

[表3-2] 改正後食品衛生法第55条に規定する営業

区 分	令和4年度末 営業所数	許 可 件 数													
		新 規							更 新						
		小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計
飲食店営業	一般飲食店	1,379	145	170	71	112	213	-	711	-	-	-	-	-	-
	集団給食	125	26	11	9	8	13	-	67	-	-	-	-	-	-
	自動車	71	-	-	-	-	-	56	56	-	-	-	-	-	-
	簡易	8	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時	28	-	-	-	-	-	18	18	-	-	-	-	-	-
	天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	1,611	171	181	80	120	227	74	853	-	-	-	-	-	-
調理機能を有する 自動販売機	18	3	2	1	-	1	-	7	-	-	-	-	-	-	
食肉販売業	40	2	4	2	-	5	-	13	-	-	-	-	-	-	
魚介類販売業	37	3	4	3	2	9	-	21	-	-	-	-	-	-	
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別牛乳搾取 処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉 処 理 業	一般	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
菓子製造業	158	26	12	12	25	33	-	108	-	-	-	-	-	-	
アイスクリーム類 製造業	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳製品製造業	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
水産製品製造業	1	-	1	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	
氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
液卵製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食用油脂製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
みそ又はしょうゆ 製造業	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
酒類製造業	-	-	1	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	
豆腐製造業	13	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
麺類製造業	9	-	1	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	
そうざい製造業	23	6	1	1	-	5	-	13	-	-	-	-	-	-	
複合型 そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
冷凍食品製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
複合型 冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
漬物製造業	10	1	2	-	1	1	-	5	-	-	-	-	-	-	
密封包装食品製造業	2	1	1	1	2	-	-	5	-	-	-	-	-	-	
食品の小分け業	4	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	1,939	214	212	100	150	285	74	1,035	-	-	-	-	-	-	

区 分	廃 業 数								令和5年度末営業所数							監 視 数
	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計		
飲食店営業	一般飲食店	15	18	6	11	34	-	84	452	469	195	295	595	-	2,006	1,271
	集団給食	1	-	1	2	-	-	4	68	27	25	21	47	-	188	115
	自動車	-	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	123	123	91
	簡易	-	-	-	-	-	-	-	2	1	2	-	4	-	9	1
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	46	42
	天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	16	18	7	13	34	4	92	522	497	222	316	646	169	2,372	1,520
調理機能を有する自動販売機	2	1	2	-	2	-	7	8	6	1	2	1	-	18	16	
食肉販売業	1	-	1	-	-	-	2	10	14	3	9	15	-	51	51	
魚介類販売業	1	-	-	-	-	-	1	11	6	5	12	23	-	57	72	
魚介類売り営業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉処理業	一般	-	-	-	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-	2	-
	自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-	2	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
菓子製造業	2	1	1	1	8	-	13	63	37	31	47	75	-	253	235	
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	2	-	4	4	
乳製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	3	-	
食肉製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
水産製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	3	3	
氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
液卵製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食用油脂製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	2	1	
酒類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	2	2	
豆腐製造業	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	4	5	-	14	20	
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
麺類製造業	-	-	1	-	-	-	1	1	5	-	1	3	-	10	9	
そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	8	8	1	5	14	-	36	39	
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
漬物製造業	-	-	-	-	-	-	-	3	4	-	6	2	-	15	19	
密封包装食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	2	-	-	7	9	
食品の小分け業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	1	-	5	4	
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	22	20	12	15	44	4	117	632	592	267	407	790	169	2,857	2,006	

[表3-3] 改正後食品衛生法第57条に規定する営業等

区分		令和4 年度末 営業所数	届 出 件 数					
			小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	小計
旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装)	96	2	1	-	-	-	3
	食肉販売業(包装)	108	2	-	1	-	-	3
	乳類販売業	418	2	1	2	-	3	8
	冰雪販売業	3	-	-	-	-	-	-
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	137	46	19	21	18	32	136
	小計	762	52	21	24	18	35	150
販売業	弁当販売業	29	-	6	-	1	3	10
	野菜果物販売業	92	6	5	4	1	8	24
	米穀類販売業	19	1	-	-	-	1	2
	通信販売・訪問販売	2	-	-	-	-	-	-
	コンビニエンスストア	265	10	3	3	3	6	25
	百貨店、総合スーパー	171	8	1	1	5	4	19
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	168	9	5	6	2	14	36
	その他の食料・飲料販売業	546	24	29	9	20	43	125
	小計	1,292	58	49	23	32	79	241
	製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	-	-	-	-	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業		3	-	-	-	-	-	-
コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)		45	3	3	1	3	4	14
農産保存食料品製造・加工業		11	-	1	1	-	1	3
調味料製造・加工業		20	2	4	1	-	5	12
糖類製造・加工業		-	-	-	-	-	-	-
精穀・製粉業		17	-	-	-	-	-	-
製茶業		5	-	1	-	-	1	2
海藻製造・加工業		1	-	-	-	-	-	-
卵選別包装業		1	-	-	-	-	-	-
その他の食料品製造・加工業		29	3	2	3	1	4	13
小計		132	8	11	6	4	15	44
上記以外のもの		行商	13	1	4	-	-	1
	集団給食施設	342	5	4	3	6	8	26
	器具容器包装の製造・加工業(合成樹脂製に限る)	2	-	-	-	-	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	-	-	-
	その他	5	-	1	-	-	-	1
小計	362	6	9	3	6	9	33	
合 計		2,548	124	90	56	60	138	468
公衆衛生に与える影響が少ない営業		121	4	6	5	6	9	30
合 計		2,669	128	96	61	66	147	498
ふぐの取扱い規制条例に規定する営業	ふぐ取扱所	17	-	1	-	-	2	3
生食用食肉取扱施設		-	-	-	-	-	-	-



廃業数						令和5年度末営業所数						監視 件数
小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	小計	
7	4	4	7	2	24	18	14	10	18	15	75	15
9	5	3	8	1	26	21	15	9	22	18	85	17
17	11	7	10	7	52	102	71	43	70	88	374	42
-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	3	-
-	1	1	-	-	2	89	47	39	39	57	271	45
33	21	15	25	10	104	231	147	102	150	178	808	119
-	4	-	-	1	5	4	9	8	2	11	34	8
1	-	1	-	2	4	19	21	15	21	36	112	28
-	-	-	-	1	1	5	6	-	6	3	20	1
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	-
6	2	1	1	6	16	81	47	30	36	80	274	47
3	2	1	1	2	9	50	37	10	42	42	181	122
4	2	2	1	3	12	54	44	12	27	55	192	10
7	5	4	5	10	31	146	125	58	129	182	640	185
21	15	9	8	25	78	360	289	133	263	410	1,455	401
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	3	-
1	-	-	-	-	1	14	9	6	8	21	58	10
2	-	-	-	1	3	6	2	2	1	-	11	4
-	-	-	-	-	-	6	9	3	3	11	32	21
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	2	3	-	2	10	17	1
-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	3	7	1
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
-	1	-	1	1	3	11	8	7	3	10	39	18
3	1	-	1	2	7	41	34	19	19	56	169	55
-	-	-	-	-	-	3	10	1	2	3	19	12
2	2	1	2	4	11	99	63	56	44	95	357	203
-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1	1	-	4	-	1	-	5	1
2	2	1	2	5	12	102	78	58	47	98	383	218
59	39	25	36	42	201	734	548	312	479	742	2,815	793
1	-	2	4	2	9	28	22	24	22	46	142	95
60	39	27	40	44	210	762	570	336	501	788	2,957	888
-	-	-	-	1	1	2	5	2	2	8	19	31
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 食品別収去検査

[表3-4]食品別収去検査成績（健康安全研究センター等送付分）

項目	食品分類	合計			細菌検査			化学検査		
		合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
魚介類等	魚介類	6	6	-	6	6	-	-	-	-
	魚介類加工品	10	9	1	4	3	1	6	6	-
冷凍食品	無加熱摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前加熱済・加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前未加熱・加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉・卵類及びその加工品		8	8	-	4	4	-	4	4	-
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	4	4	-	4	4	-	-	-	-
農産物等	穀類及びその加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	野菜類・果物及びその加工品	11	11	-	8	8	-	3	3	-
菓子類		32	32	-	24	24	-	8	8	-
飲料・氷雪・水	清涼飲料水	8	8	-	4	4	-	4	4	-
	酒精飲料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	氷雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	缶詰・びん詰	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	調味料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そうざい類及びその半製品	28	27	1	23	23	-	5	4	1
	上記以外の食品	6	6	-	5	5	-	1	1	-
添加物	別表第2の添加物及び製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他添加物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器具等	器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	おもちゃ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		113	111	2	82	81	1	31	30	1

(3) 食品・器具・手指の検査

[表3-5]食品・器具・手指の検査（保健所実施分）

区分	検査数	細菌検査		化学検査	
		良	不良	良	不良
総数	2,959	2,829	130	-	-
食品	88	88	-	-	-
調理器具	521	520	1	-	-
手指	1,328	1,204	124	-	-
その他	1,022	1,017	5	-	-

#### (4) 食中毒発生状況

**[表3-6] 食中毒発生状況(当保健所で処理した食中毒事件)**

総数		令和5年度 食中毒発生の内訳				
令和4年度	令和5年度	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数/喫食数
-	4	5月12日	魚介類販売業	「ハマチ刺身」及び「平日刺身」	アニサキス	1/2
		11月6日	飲食店	11月3日に調理、提供した食事	サルモネラ	3/6
		1月8日	社会福祉施設	1月6日・7日の朝食又は昼食	ノロウイルスG II	14/28
		2月7日	飲食店	2月6日昼に調理、提供した弁当	ノロウイルスG II	5/31

#### (5) 食中毒関連調査

**[表3-7] 食中毒関連調査(当保健所管外を原因施設とするもの)**

事件数	調査対象数				施設関係
	患者関係			施設関係	
	総数	発病状況			
		非発病	発病		
40	109	56	53	18	

#### (6) 苦情処理

**[表3-8] 苦情処理件数**

区分	総数	苦情内容											検査検体数
		異物混入	腐敗・変敗	カビ	異味・異臭	変色	変質	取扱	表示	有症	施設	その他	
管内	287	27	3	1	12	1	2	39	39	113	16	34	177

#### (7) 相談

**[表3-9] 相談件数**

合計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
9,192	5,145	4,047

## (8) 講習会

**[表3-10] 講習会開催状況**

区分	回数	受講者数
食品衛生実務講習会 (A)	6	714
食品衛生実務講習会 (B)	42	1,257
その他	4	136
合 計	52	2,107

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可のいない特定給食等の管理責任者を対象とした講習会

食品衛生実務講習会 (A) は、保健所等がテーマを企画した特別講習会 (2時間以上)

食品衛生実務講習会 (B) は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する講習会 (1時間以上)

## (9) 調理師・製菓衛生師免許申請数

**[表3-11] 調理師・製菓衛生師免許申請数**

区 分	申 請 数	
	調 理 師	製菓衛生師
総 数	173	14
免 許 申 請	135	14
免許証書換交付申請	22	-
免許証再交付申請	16	-
域 外	-	-

## (10) 縁日・祭礼等の一斉監視

**[表3-12] 縁日・祭礼等の一斉監視**

区 分	回 数	件 数
縁日・祭礼	6	386
夜間営業者	1	40
そ の 他	-	-

## (11) 食鳥検査法に基づく食鳥処理場施設数・監視数

**[表3-13] 食鳥処理場施設数・監視数**

区 分	食鳥処理場施設数	監視数
令和4年度総計	6	15
令和5年度総計	6	16
小平市	1	1
東村山市	1	4
清瀬市	1	-
東久留米市	1	1
西東京市	2	10

## 4 保健栄養

健康増進法及び食品表示法に基づき、専門的栄養指導、特定給食施設指導及び食品関係業者等への指導を行い、食環境の整備を図っている。

さらに、市や関係機関等と連携し、地域の食を通じた健康づくりを推進している。

### (1) 栄養指導

〔表4-1〕 個別栄養指導件数

年 度	区 分	(計) 栄養指導	栄養指導					(再掲) 市町村支援	
			(再掲) 病態別			(再掲) 訪問指導	(再掲) 精 神		
			生活習慣病	難 病	その他疾病				
令和4年度	総 数	2	-	-	1	-	-	-	
令和5年度	総 数	12	-	-	5	-	-	-	
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
		20歳以上	12	-	-	5	-	-	-
小平市	総 数	9	-	-	4	-	-	-	
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
		20歳以上	9	-	-	4	-	-	-
東村山市	総 数	-	-	-	-	-	-	-	
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
		20歳以上	-	-	-	-	-	-	-
清瀬市	総 数	2	-	-	1	-	-	-	
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
		20歳以上	2	-	-	1	-	-	-
東久留米市	総 数	1	-	-	-	-	-	-	
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
		20歳以上	1	-	-	-	-	-	-
西東京市	総 数	-	-	-	-	-	-	-	
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
		20歳以上	-	-	-	-	-	-	-

## (2) 特定給食施設指導

### ア 給食施設

令和6年3月末日現在の給食施設数は543施設であり、このうち健康増進法第21条第1項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設として、25施設（内訳 病院15、事業所7、社会福祉施設1、その他2）が指定されている。

これらの給食施設に対し、利用者の健康維持増進を図るため、施設の特性に応じた栄養管理が実践できるよう、個別指導（来所、電話、巡回）及び栄養管理講習会等の集団指導を実施している。

また、地区特定給食研究会（多摩小平地区給食研究会）の育成にも努めている。

〔表4-2〕 給食施設数

種別 市名	学校	病院	介護老人 保健施設	児童福 祉施設	社会福 祉施設	老人福 祉施設	寄宿舍	事業所	給食 センター	その他 (含む自衛隊)	合計
小平市	34	9	1	52	8	12	6	11	-	23	156
東村山市	17	12	1	27	15	12	1	7	-	8	100
清瀬市	15	12	1	21	8	9	-	2	-	8	76
東久留米市	17	4	1	25	3	7	3	4	-	11	75
西東京市	22	6	2	44	2	17	13	7	1	22	136
合計	105	43	6	169	36	57	23	31	1	72	543

〔表4-3〕 給食施設指導等件数

年度	区分	総数	特定給食施設		その他の 給食施設
			1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回20食以上又は1日50食以上
令和4年度	個別指導延べ施設数	1,005	465	105	435
	（再掲）巡回指導	46	23	12	11
	集団指導 開催回数 延べ施設数	14 651	・ 319	・ 100	・ 232
令和5年度	個別指導延べ施設数	1,065	431	147	487
	（再掲）巡回指導	21	10	11	-
	集団指導 開催回数 延べ施設数	16 624	・ 307	・ 83	・ 234
小平市	個別指導延べ施設数	347	111	83	153
	（再掲）巡回指導	12	6	6	-
	集団指導 延べ施設数	153	49	18	86
東村山市	個別指導延べ施設数	186	84	28	74
	（再掲）巡回指導	-	-	-	-
	集団指導 延べ施設数	147	87	44	16
清瀬市	個別指導延べ施設数	130	52	9	69
	（再掲）巡回指導	3	2	1	-
	集団指導 延べ施設数	114	56	16	42
東久留米市	個別指導延べ施設数	145	85	12	48
	（再掲）巡回指導	4	2	2	-
	集団指導 延べ施設数	80	63	2	15
西東京市	個別指導延べ施設数	257	99	15	143
	（再掲）巡回指導	2	-	2	-
	集団指導 延べ施設数	130	52	3	75

【表4-4】 栄養管理講習会の実施状況

開催日	対象	テーマ	講師	方法	参加者数
5月24日	保育所・幼稚園等以外	第1部：栄養管理報告書の注意点（病院・介護施設等） 第2部：届出、電子申請の方法について 第3部：栄養管理報告書の注意点（給食施設）	保健所栄養士	集合とオンラインの併用開催	41施設 50人
5月25日	保育所・幼稚園等	栄養管理報告書の注意点（保育園・幼稚園） 届出、電子申請方法について グループワーク（情報交換会）			34施設 41人
6月1日	全施設	食品衛生について（HACCPと食中毒予防） 栄養関連情報（圏域地域保健医療推進プランの推進等）	保健所食品衛生監視員 保健所栄養士		68施設 84人
6月6日					59施設 65人
7月28日	全施設	「食物アレルギーの栄養食事指導の手引き2022」に基づく栄養食事指導のポイント	十文字学園女子大学 人間生活学部健康栄養学科 准教授 林 典子 氏		77施設 117人
8月3日	保育所・幼稚園等	「幼児期の健やかな発育のための栄養・食生活支援ガイド（令和4年）」に基づく栄養・食生活支援について	実践女子大学 生活科学部食生活科学科 教授 佐々木 溪円 氏		56施設 73人
9月28日	全施設	健康的な生活を送るために～野菜不足と解決策～	日本獣医生命科学大学 応用生命科学部食品科学科 客員教授 佐藤 秀美 氏		44施設 66人
10月3日	全施設	公衆衛生の緊急事態に栄養士が知っておきたいリスクコミュニケーション	株式会社グローバルヘルス コミュニケーションズ 代表 蝦名 玲子 氏		45施設 67人
11月24日	病院・高齢者施設等	摂食嚥下障害の評価と訓練の実際	東京医科歯科大学大学院 医歯学総合研究科医歯学系 専攻 老化制御学講座 摂食嚥下リハビリテーション学分野 教授 戸原 玄 氏		47施設 62人
1月17日	全施設	【基調講演】 効果的な食育計画の作成・評価について 【パネルディスカッション】 各施設における食育の取組事例について	【基調講演】 東京家政学院大学 人間栄養学部 教授 酒井 治子 氏 【パネリスト】 西東京市立東小学校 芦野 知子 氏 西東京市立上向台小学校 下田 美穂 氏 東久留米市教育部学務課 （中学校）小田 裕子 氏 戸頃 心津香 氏 社会福祉法人正和会てんじん保育園 小川 純 氏		54施設 75人
3月4日	全施設	「給食施設における栄養情報提供ガイド（2022年）」を活用した栄養表示や情報発信について	日本女子大学 家政学部食物学科 教授 松月 弘恵 氏	41施設 46人	
					566施設 746人

### イ 栄養展（栄養改善普及事業）

地域住民の健康づくりに寄与することを目的に、多摩小平地区給食研究会が主催となって「みんなの栄養展」を実施しているが、令和5年度は令和4年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

### (3) 地区組織関連等

#### ア 人材育成

地域での健康づくりに寄与する人材育成を図るため、管理栄養士養成施設の学生の実習指導、飲食店の調理師等を対象とした調理師研修や栄養士に対する研修を実施した。さらに、地域の健康づくりを推進するため、食からの健康づくりシンポジウムを開催した。

また、多摩小平地域活動栄養士会（平成16年度発足）の活動も支援している。

【表4-5】管理栄養士養成施設学生実習の指導状況

養成施設名	実施年月日	学生受入者数	内 容 等
日本女子大学 (4年生)	令和5年 5月23日 ～7月14日	28人	保健所の役割と公衆栄養業務について

【表4-6】健康づくり調理師研修会の開催状況

項 目	第 1 回	第 2 回
開 催 日	令和5年6月27日 7月5日	令和5年7月6日 7月11日
会 場	多摩小平保健所	
内 容	1 日 目	○講演「食品衛生の話」 講師：保健所食品衛生監視員 ○講演「食からの健康づくり」 講師：保健所栄養士
	2 日 目	○講演及び調理デモンストレーション 「在宅訪問栄養食事指導の経験を活かして 高齢者が食べやすいバランスのとれた食事」 講師：医療法人社団明生会 認定栄養ケア・ステーション 管理栄養士 矢治 早加 氏
参加延人数	37人	17人

【表4-7】栄養士研修会の開催状況

開催日	方 法	参加者数	内 容
令和5年 9月28日	集合とオンライン による併用開催	66人	○講演 「健康的な生活を送るために～野菜不足と解決策～」 講師：日本獣医生命科学大学 応用生命科学部食品科学科 客員教授 佐藤 秀美 氏



〔表4-8〕食からの健康づくりシンポジウムの開催状況

開催日	方 法	参加者数	内 容
令和6年 1月17日	集合とオンライン による併用開催	75人	<b>【基調講演】</b> 「効果的な食育計画の作成・評価について」 東京家政学院大学人間栄養学部 教授 酒井 治子 氏 <b>【パネルディスカッション】</b> 「各施設における食育の取組事例について」 西東京市立東小学校 芦野 知子 氏 西東京市立上向台小学校 下田 美穂 氏 東久留米市教育部学務課（中学校）小田 裕子 氏 戸頃 心津香 氏 社会福祉法人正和会てんじん保育園 小川 純 氏

〔表4-9〕多摩小平地域活動栄養士会の育成状況

開催状況	総会 令和5年5月31日 定例会 令和5年5月31日、7月31日、9月27日、12月13日、令和6年2月27日
支援内容	最新栄養情報の提供、助言等

#### イ 市と保健所との連絡調整会議

各市における健康づくり事業の円滑な推進や食育の展開に向け、圏域栄養士業務連絡会を開催した。

〔表4-10〕圏域栄養士業務連絡会の開催状況

開催日	方 法	出席者数	内 容 等
第1回 令和5年5月18日	集合開催	第1回11人	各市、保健所の保健栄養事業計画について 地域保健医療推進プランの推進について 新型コロナウイルス感染症後の栄養関連事業の 実施状況等について 行政栄養士災害時における栄養・食生活支援に ついて 健康づくり事業に関する情報交換等
第2回 令和6年3月8日		第2回8人	

#### (4) 地域における食生活改善普及事業

##### ア 栄養・食生活ネットワーク会議

栄養・食生活ネットワーク会議は、北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プランの目標である「生涯にわたる食を通じた健康づくりの充実」を地域全体で取り組むために、令和元年度に5市と関係機関、学識経験者等の委員構成で設置した。

令和2年度より、「栄養バランスのとれた食事」のさらなる推進をめざして、6月の食育月間に圏域で連携して取り組める事業を開始した。令和4年度は、「地場野菜を活用して栄養バランスを考える」をテーマに、市や給食施設と協働で給食だよりの発行や食育の実施、コロナ禍で家庭での食事が増える中、給食からの情報発信でうちごはんの支援を行った。令和5年度は、事業評価のアンケートを実施し、4年間の食育月間の取組をまとめた報告書「地場野菜を活用して栄養バランスを考えるpart3」を作成した。さらに、ポスター「未来へつなげる！おいしく健康な食生活を」を作成し、ホームページに掲載した。

**〔表4-11〕 栄養・食生活ネットワーク会議の開催状況**

開催日	第1回 令和5年9月5日 第2回 令和6年2月20日
委員等	学識経験者、関係団体代表、市関係職員（健康主管課、保育主管課、学務主管課、産業主管課）、保健所職員等（第1回 25人、第2回 25人）
議 題	(1) 北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン「食を通じた健康づくり」の評価 (2) 管内の食を通じた健康づくりの取組状況 (3) 栄養バランスのとれた食事の普及について (4) 食環境整備について (5) 圏域で連携して取り組める事業について

**イ 野菜メニュー店の普及**

都民が望ましい生活習慣を継続して実践できるよう、食環境整備を推進している。

都民の野菜摂取量が目標量に達していない現状や、外食利用率が高い現状を踏まえ、外食における都民の野菜摂取量を増加させるため、平成26年度から、1食当たり120g以上の野菜を使用したメニューがある店を「野菜メニュー店」（令和5年度総数76店舗）として普及している。

また、元気高齢者対策として、十分なたんぱく質を摂取でき、箸やスプーンで切れるやわらかさなど高齢者の食べやすさに配慮した（できる）メニュー（高齢者に配慮したメニュー）の提供についても普及を図っている。

普及にあたっては、市報への記事掲載やコミュニティバスへのポスター掲示、市役所デジタルサイネージの活用などにより、住民へ情報提供を行った。

**〔表4-12〕 野菜メニュー店店舗数**

	店舗数
令和4年度総数	78
令和5年度総数	76
小平市	16
東村山市	23
清瀬市	9
東久留米市	8
西東京市	20

**(5) 栄養表示等普及促進事業**

食品表示法及び健康増進法に基づく、食品表示基準及び誇大表示の禁止に係る表示の適正化並びに普及を図ることを目的に、販売施設から特別用途食品・栄養表示食品等を収去し、表示内容検査を実施した。

また、健康保持増進効果等について広告等がされた食品に対し適正な表示が行われることを目的として、管内製造・販売業者等への立入検査及び指導・相談業務を食品衛生担当と連携して実施した。

さらに、管内の食品製造施設等において、食品表示基準に基づく表示及び広告等に従事している者を対象に、適正な表示の普及を図るため講習会を書面と限定動画配信により開催した。

〔表4-13〕 栄養表示等普及促進事業の実施状況

項目	実施回数	内容等
収去検査	2回	第1回：令和5年8月10日 特定保健用食品1検体、特別用途食品1検体、栄養機能食品1検体、栄養表示食品（強調表示）2検体 第2回：令和5年10月5日 特定保健用食品1検体、機能性表示食品2検体、栄養表示食品（強調表示）2検体
立入検査	13回	誇大表示：1品目 栄養表示検査件数（延べ許可数）：45件
指導・相談	28回	食品表示基準に基づく栄養成分表示の方法等について
食品表示講習会	1回	令和5年9月1日から9月30日まで（書面及び限定動画配信） [内容] 食品表示法（衛生事項、品質事項）の概要について 食品表示法（保健事項）及び健康増進法に基づく誇大表示の禁止について [講師]保健所食品衛生監視員、栄養士 [受講者数] 173人

## (6) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、3地区59世帯146名を対象に、身体状況調査、栄養摂取状況調査及び生活習慣調査を実施した。

〔表4-14〕 国民健康・栄養調査の実施状況

対象地区	栄養摂取状況調査・生活習慣調査日	身体状況調査日
小平市 東久留米市 西東京市	令和5年11月9日から 令和5年11月16日までの一日	令和5年11月14日 令和5年11月16日 令和5年11月9日

## (7) 食を通した地域の健康づくり事業

地域における食を通した健康づくりを充実するため、保健所及び関係機関等が連携し、ライフステージに応じた取組を実施した。

### ア 食生活改善普及運動の実施

「野菜をおいしく、バランスよく食べよう」をテーマに、所内情報ルームにおいて、野菜摂取及び栄養バランスに関する啓発用ポスターの掲示及び動画放映等を実施した。また、市及び関係機関と連携し、減塩に関する啓発を実施した。

### イ 会報の発行

食を通した健康づくりの取組を広く周知し、より一層の推進を図ることを目的として、「食を通した地域の健康づくり」連携通信「ホップ・ステップ・健康！」32号を令和6年3月に発行した。

### ウ 栄養士研修会

圏域各市、給食施設及び地域の管理栄養士・栄養士等を対象として、食を通した健康づくりを担う人材の育成を目的とした研修会を開催した。令和5年度は「健康的な生活を送るために ～野菜不足と解決策～」をテーマに、令和5年9月28日に開催した。（〔表4-7〕参照）